



川崎フロンターレは
ポイ捨て禁止
路上喫煙防止
啓発活動に
協力しています。
©川崎フロンターレ

ポイ捨て・路上喫煙は やめましょう!

川崎市では、次の条例を制定しています。

●川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）

地域の環境美化の促進及び市民の生活環境の向上を目的として制定。（平成7年7月1日施行）

●川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）

市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、市民の生活環境の向上を目的として制定。（平成18年4月1日施行）

POINT

1 川崎市内全域が ポイ捨て禁止です。

飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすを道路、広場、公園、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはいけません。



2 散乱防止・路上喫煙 防止重点区域を 指定しています。

主要駅周辺など散乱・路上喫煙を特に防止する必要があると認められている区域を重点区域に指定しています。



3 条例で罰則を 定めています。

重点区域内でポイ捨てや路上喫煙をすると、2,000 円の過料が科せられます。制服を着た指導員が巡回しています。



みんなの力できれいなまちに!

①ポイ捨てや路上喫煙は
やめましょう。



②ごみは必ず持ち帰るか、ごみ箱
などの回収容器に入れましょう。



③地域の美化活動に参加するなど、
環境美化の促進に努めましょう

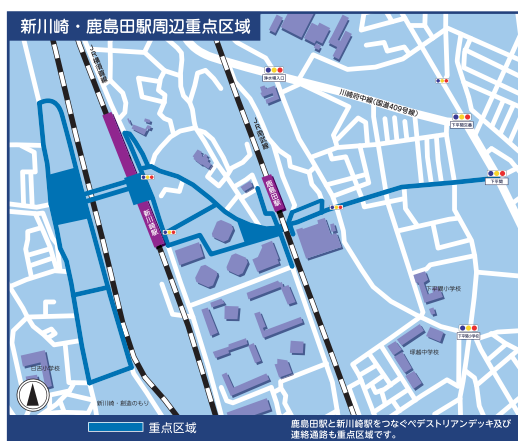
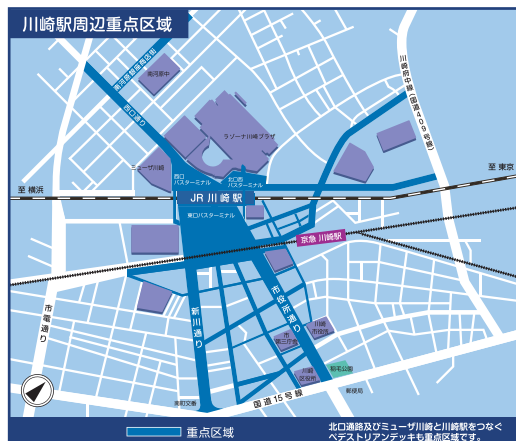


ポイ捨て禁止条例

ポイ捨ては禁止です

お問い合わせ

環境局減量推進課
電話：044-200-2580



特に飲料容器等の散乱及び路上喫煙を防止する必要があります。

散乱防止及び路上喫煙防止重点区域

ポイ捨てしない
まちづくり
ここで吸わない
おもいやり



路上喫煙防止条例

路上喫煙は大変危険です

お問い合わせ

市民文化局
地域安全推進課
電話：044-200-3839